

パスポート申請用自動証明写真機設置事業者募集要項

公益財団法人 滋賀県国際協会(以下「協会」という。)では、パスポート申請者の利便性の向上を図るために、滋賀県パスポートセンター横に設置する自動証明写真機(以下「写真機」という。)の設置事業者を募集しますので、応募を希望される方は、この募集要項をよく読み、各事項をご承知の上、お申し込みください。

1. 公募内容

設置場所	設置面積	最低納付金額
滋賀県パスポートセンター(滋賀県 大津市におの浜1丁目 1-20 ピア ザ淡海1階)横 ※別紙1参照	1.17 m ² 程度 ※転倒防止板の設置面積を含む ※向きなどの詳細な設置場所に関し ては、協会と協議するものとする。	売上総額に0.35 を乗じた額

2. 協会へ納入する納付金

設置事業者は、毎月の売上金額に、提案書に記載された納付金の割合を乗じた金額を、納付金として月ごとに協会に納入していただきます。設置事業者は、各月の売上金額および売上枚数を翌月 10 日までに協会に報告し、協会が発行する請求書により指定期日までに納付金を納入してください。

3. 契約期間

(1)契約の期間は、2026 年 4 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までとします。ただし、2026 年 10 月 1 日以降は、ピアザ淡海利活用事業を実施する民間事業者が決定する等、写真機設置場所を所管する事業者(以下、「所管事業者」という。)が決まり次第、設置要件等を改めて確認し、必要に応じて協議を行い、所管事業者・協会・設置事業者の合意の上で、最長で協会が(仮称)第二大津合同庁舎に移転するまでの期間に限り更新できるものとします。

※協会の(仮称)第二大津合同庁舎への移転は、2027 年 3 月下旬を予定しています。

(2)契約を継続することが適当でないと認めるときは、契約期間内であっても契約を解除することができます。

4. 応募に必要な資格要件

次の全ての要件を満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2)地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当することとなったときから 2 年を経過しない者でないこと。
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 4 号までおよび第 6 号の規定に該当しない者であり、かつ、次のいずれにも該当しない者であること(会社の役員など実質的に営業に関与している者についても、次のいずれにも該当しないこと。)。
 - ア 暴力団員等(滋賀県暴力団排除条例(平成 23 年滋賀県条例第 13 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - イ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的を持って、暴力団(滋賀県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員等を利用している者
 - ウ 暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

- エ 暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
オ アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
(4)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。

5. 写真機の規格等

(1) 規格

幅 1,300mm、奥行き 900mm、高さ 2,200mm 以内とする。

ただし、幅および奥行きは、転倒防止板も含めた設置面積が 1.17 m² 程度であればこの限りではない。

(2) デザイン

公序良俗に反しないものであること。

(3)撮影料金

市場価格に準じ、適正な価格であること。

(4)機能

ア パスポート申請用写真の規格に適合した写真が撮影でき、即時提供が可能であること。

イ 1,000 円札(2024 年 7 月発行の新紙幣を含む)、500 円硬貨、100 円硬貨、50 円硬貨、10 円硬貨の利用が可能であること。

ウ 撮影した画像を確認し、撮り直しが可能であること。

エ 撮影した画像データのダウンロードが可能であること。

オ 領収書の発行機能を有していること。

カ AC100V に対応していること。

6. 設置条件

- (1)「5. 写真機の規格等」を全て満たす写真機であること。
(2)パスポート申請用写真の規格に適合した写真が撮影できるよう、規格の内容等を掲示すること。
(3)転倒による事故防止策、耐震対策を講じること。
(4)適宜消耗品を補充するとともに、金銭管理など機器の維持管理は設置事業者の責任で適切に行うこと。
(5)写真機の故障や撮り直し、返金対応等、写真機に関する一切の問合せや苦情等は設置事業者の責任において対応するものとし、対応できる連絡先を写真機の見やすい位置に明記すること。

7. 質問書および回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1)受付期間 2026 年 2 月 4 日(水)から 2026 年 2 月 12 日(木)まで
(2)受付方法 質問書(別記様式第4号)に記入の上、「18. 問合せ・提出先」のメールアドレス宛に、メールで送付してください。
(3)質問者への回答 質問者に対しメールで個別に回答します。また、全ての質問事項および回答をまとめ、2026 年 2 月 16 日(月)までに協会のホームページに掲載します。

8. 提出書類

応募に当たっては、以下の書類(正本 1 部)を協会に提出いただきます。なお、協会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1)応募申込書(別記様式第 1 号)

- (2)提案書(別記様式第2号)
 - (3)誓約書(別記様式第3号)
 - (4)設置する写真機のカタログ(寸法、最大消費電力等が確認できるもの)
 - (5)定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類(法人のみ)
 - (6)印鑑登録証明書
- (注)印鑑登録証明書は、提出日において発行の日から3か月以内のもの(写し可)を提出してください。

9. 応募申込書類提出先および提出期間

- (1)提出先 「18.問合せ・提出先」のとおり
- (2)提出期間 2026年2月4日(水)から 2026年2月25日(水)午後3時まで(土曜日、日曜日および祝日を除く)
(注)持参または郵便で提出すること。郵便の場合、書留郵便等により2026年2月25日(水)午後3時までに必着のこと。なお、協会は不達の場合の責任を一切負いません。

10. 無効

- 次のいずれかに該当する場合は、無効となります。
- (1)応募申込書等の提出書類の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったもの。
 - (2)応募申込書等の提出書類の記載に不備、不明瞭な点があるものおよび提出書類に不足があるもの。
 - (3)応募申込書等の提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - (4)応募申込書等の提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
 - (5)「4.応募に必要な資格要件」に定める必要な資格を有しない者がしたるもの。
 - (6)談合その他不正の行為があったと認められるもの。
 - (7)提案書に記載されている納付金の割合が訂正されているもの。

11. 応募に要する経費

応募に要する一切の経費等については、応募者の負担とします。

12. 決定方法

提出された応募申込書類をもとに、資格要件を満たすと認められた者が提出した提案書の納付金額が、協会が設定した最低納付金額以上の額であり、最も高い納付金額を提案した者を設置事業者に決定します。なお、最も高い納付金額を提案した者が複数ある場合は、くじにより決定します。

決定は、2026年2月27日(金)の予定です。

13. 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、設置事業者に決定された者に通知するとともに、協会ホームページに設置事業者名を掲載します。

14. 行政財産使用許可の手続

行政財産使用許可の手続については協会で行います。なお、設置場所の使用料および共益費は協会にて負担します。

また、2026年10月1日以降も継続して写真機を設置する場合、設置場所の使用許可手続きについては、所管事業者決定後に協会にて行います。2026年10月1日以降の設置場所に係る使用料等も引き続

き協会が負担します。

15. 設置事業者の決定取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1)設置事業者が応募者としての資格を失ったとき。
- (2)その他設置事業者が本件契約の相手方として不適当と認められるとき。

16. 設置費用等

写真機の設置、撤去および移転(※)等に要する一切の費用については、設置事業者の負担とします。また、設置事業者は、契約期間が満了した場合または契約解除となった場合等は、速やかに自己の責任により設置場所を現状に回復してください。ただし、協会が現状回復の必要がないと認めた場合は、この限りではありません。

※2026年10月1日以降の所管事業者の指示等により、写真機の設置場所の移転(同じ建物内)が必要となる場合があります。

17. その他

本書に定めのない事項および所管事業者や協会の移転等の状況により変更が生じた事項は、契約後に協会と設置事業者の協議により定めます。

18. 問合せ・提出先

〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1丁目 1-20 ピアザ淡海2階

公益財団法人 滋賀県国際協会 担当:伊藤

電話 077-526-0931 FAX 077-510-0601

E-mail staff^{ゼロゼロ}00@s-i-a.or.jp

【参考】2025年4~12月におけるパスポート申請用自動証明写真機利用件数

年月	写真機利用件数(件)
2025年4月	513
5月	541
6月	560
7月	689
8月	862
9月	649
10月	509
11月	439
12月	479

※あくまで2025年4~12月における実績の数字であり、2026年度以降、同水準で利用者が確保できることを保証するものではありません。